

平成22年10月26日

保護者の皆様へ

広島県立大崎海星高等学校

校 長 関 本 圭 一

P T A 会 長 松 岡 泰 仁

携帯電話を用いて教職員と生徒が直接連絡を行わないことについて（お願い）

秋涼の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、本校教育活動に対して、御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、広島県教育委員会及び本校では、教職員による不祥事の防止について、これまでもあらゆる機会を通して指導の徹底を図ってきました。しかしながら、教職員が児童生徒の携帯電話に連絡を取るなどしたことを端緒とするセクシュアル・ハラスメントが後を絶ちません。

こうした事態を踏まえ、広島県教育委員会教育長から各県立学校長に対して、「教職員による生徒へのセクシュアル・ハラスメント等を防止するため、生徒の携帯電話に電子メールの送受信や通話をしないことを、教職員に対して徹底してください。」との通知がありました。

そこで、本校においても、教職員が生徒の携帯電話に電子メールの送受信や通話をしないように徹底することとしました。今後、教職員から生徒の携帯電話に直接電子メールや通話で連絡することはなくなります。また、生徒の携帯電話からも、教職員へ直接電子メールや通話の連絡をしないよう指導をいたします。

したがって、教職員から生徒へは、自宅に連絡するか、保護者の方を介して連絡していただくこととなります。また、生徒から教職員へは、自宅から連絡するか、保護者の方同席の下で連絡するあるいは保護者の方を介して連絡するようになります。つまり、生徒と教職員が、保護者の知らないところで携帯電話を用いて直接の連絡を取り合わないということになります。

保護者の皆様には、趣旨を御理解いただき、御協力くださるようお願い申し上げます。

なお、このお願いにつきまして、御質問等がございましたら、学校まで御連絡ください。